

平成24年4月17日
函館税関業務部

関係各位

豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について

平素より税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

豚肉の輸入申告につきましては、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保することを目的として、本年4月4日に関税局長通達「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」（財関335号）が発出され、審査、検査の更なる充実を図っているところです。

つきましては、豚肉の輸入申告に係る具体的な取扱いを下記のとおりお知らせいたしますので、関係各位におかれましては本取扱いへの一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象貨物

対象とする豚肉は下表の統計細分欄に該当するもの（以下「対象貨物」といいます。）とします。

関税定率法別表の適用上の所属区分	統計細分	関税定率法別表の適用上の所属区分	統計細分
第0203.12号	023,021,022	第0203.29号	023,021,022
第0203.19号	023,021,022	第0206.30号	093,092,099
第0203.22号	023,021,022	第0206.49号	093,092,099

2. 通関関係資料の提出等

豚肉の輸入申告に際しては、従来から契約書等を提示又は提出（以下「提出等」といいます。）いただくとともに、再販売先及び再販売価格を聴取等させていただいているところですが、これらに加え、以下の資料を新たに提出等いただいた上で、税関において申告価格の妥当性及び申告数量の適正性を慎重に審査し、その後輸入の許可を行うこととなります。

（1）部位ごとの単価設定の妥当性を客観的に証明する資料（以下「価格資料」といいます。）

次の①から④までの資料のうち一以上の資料を提出していただきますようお願いいたします。

- ① 輸出国における輸出者の仕入価格がわかる資料
- ② 輸出国における輸出申告書その他の関係資料
- ③ 契約書の附属資料その他これらに類するもので単価算定方法等単価設

定の根拠がわかる資料

- ④ 契約に至る引合い(Inquiry)、申込み(Offer)、反対申込み(Counter Offer)等の一連の流れの中で、価格に関して輸入者が作成し、又は輸出者から受領した書類（電子メールを出力したものを含む。）

- (2) 輸出者への送金に関する資料（以下「送金資料」といいます。）
輸出者への送金資料（代金の決済が後払い等の場合は後払いであることを確認できる資料（後払いであることが契約書（写）で確認できる場合には契約書（写）で可））を提出等していただきますようお願いいたします。
- (3) 申告数量の適正性を証明する資料（以下「数量確認資料」といいます。）
保税蔵置場の入庫報告書等を提出等していただきますようお願いいたします。

3. 価格資料、送金資料及び数量確認資料の提出等に日時を要する場合
これらの資料が提出等されるまでの間、申告価格等に関する慎重な審査を行うことができないため、原則として貨物を引き取ることはできませんが、次に掲げる場合に該当する場合には、個別に税関に申し出て下さい。

- (1) 価格資料及び数量確認資料の提出等が可能であるものの、送金資料の提出に日時を要する場合
- (2) 生鮮又は冷蔵の対象貨物であって、送金資料及び数量確認資料の提出等が可能であるものの、価格資料の提出に日時を要する場合

4. 通関業者による内容点検等
適正な輸入申告を行うに当たり、貨物の内容を把握する必要があると判断された場合には、内容点検等を実施していただき、一層適正な申告に努めていただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

函館税関業務部統括審査官
電話：0138-40-4256